

滋賀県自転車活用推進計画について

～ビワイチからひろげる自転車文化～

概要

1. 総論

(1) 自転車活用推進計画の目的と位置付け

- ・これまでの本県独自の取組、「滋賀県自転車の安全で適正な利用促進に関する条例」、「ビワイチ推進総合ビジョン」を包括するものとして、「自転車活用推進法」(平成29年(2017年)5月制定)の趣旨に基づく計画として位置付け
- ・滋賀県基本構想(平成31年(2019年)3月策定)を踏まえながら、幅広い分野にわたる自転車関連施策を一体的に推進することで、一人ひとりが幸せを感じることができる滋賀の実現に寄与することを目的とする

(2) 計画の区域 滋賀県全域

(3) 計画推進期間 2022年度まで (滋賀県基本構想の実実施計画との整合)



(4) 自転車を巡る現状および課題

① 都市環境

- 【現状】平成30年度(2018年度)の1世帯当たり自転車保有台数は全国1位(1.595台)
- 【課題】さらなる自転車の利用促進を図るため、自転車の利用環境の整備が必要
- 【現状】自転車ネットワーク計画を策定している県内市町は草津市、守山市の2市
- 【課題】市町自転車活用推進計画や自転車ネットワーク計画の策定支援が必要

② 健康増進・環境保全

- 【現状】平均寿命および健康寿命は全国上位であるが、生活習慣病は増加傾向
- 【課題】健康寿命を延伸するとともに、平均寿命との差の縮小に向けた取組が重要
- 【現状】県域から排出されるCO2の約2割が運輸部門。うち90%が自動車に占められている。
- 【課題】自転車通勤の促進や買い物等の短中距離移動での自動車から自転車利用への転換

③ 観光振興

- 【現状】ビワイチ体験者数は平成30年(2018年)には10万人を突破
- 【課題】地域経済活性化へつなげるための仕掛けづくりと安全環境の整備推進

④ 安全・安心

- 【現状】自転車が関係する交通事故は10年で約4割減少しているが、死者数は大きな変動なし
- 【課題】自転車の安全利用に関するルールの周知、安全教育等の推進が課題

2. 自転車の活用の推進に関する目標および実施すべき施策

目標1：自転車を利用しやすい環境の形成

施策1. 自転車を利用しやすい環境の向上

- 市町版自転車活用推進計画
(ネットワーク計画含む)策定支援
- 自転車通行空間の整備
- レンタサイクルの推進 等



図表1 自転車ネットワーク計画の例(守山市)

【目標達成のための指標】

- 市町版自転車活用推進計画 2019年度：0市町 ⇒ 10市町

(※県条例：第18条関連)

目標2：自転車活用の推進による「健康しが」の実現と環境保全意識の醸成

施策2. サイクリングによる健康の増進・環境学習・地域の魅力再発見の推進

- 自転車散策による地域の魅力発見と発信
- サイクリングに関する健康情報の発信
- 環境保全意識を醸成する取組 等

施策3. ライフステージに合わせた日常における自転車利用の促進

- 高齢者や障害のある方など、利用年齢層・用途に応じた自転車の提案
- 自転車の日常利用、通勤の推進



図表2 地域の魅力再発見と自然を体感

【目標達成のための指標】

- 健康寿命延伸 2017年度：男79.47、女84.03歳 ⇒ 延伸
- 県民の環境保全行動実施率 2018年度：76.7% ⇒ 80%以上

(※県条例：第4条関連)

目標3：サイクルツーリズムによる観光誘客の推進と地域活性化

施策4. サイクルルートにおける自転車通行空間の整備推進

- 走行レベルに応じたルート設定と整備
- インバウンド対応したルート案内整備
- 適切な維持管理 等

施策5. 国内外に向けたサイクリングブランド「ビワイチ」の確立および観光経済振興の仕組みづくり

- 「ビワイチ」観光誘客
- 女性・親子連れに向けた取組推進
- ナショナルサイクルルート指定後の取組 等

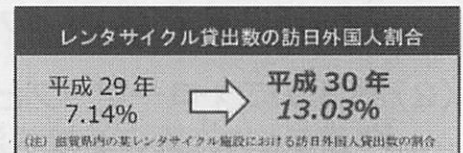
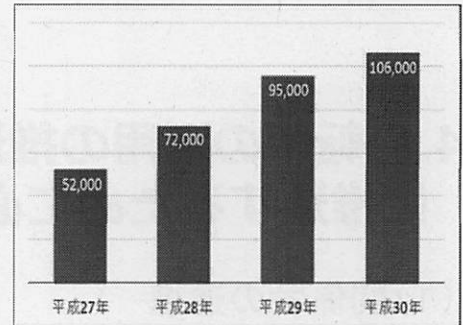
施策6. 誰もが安全かつ気軽にサイクリングを楽しめる環境づくり

- ルール・マナー遵守に向けた取組推進
- 安全・安心な走行を支援する案内情報の提供 等

(※県条例：第19条関連)

【目標達成のための指標】

- ビワイチ体験者数 2018年：10.6万人 ⇒ 16.5万人（2020年）
2022年：20万人 ※2020年以降の体験者数推計方法は今後検討
- ビワイチ自転車通行空間整備（県管理道路：141km）
2018年度：81km ⇒ 141km



図表3 ビワイチ体験者数の推移

目標4：自転車事故のない安全で安心な環境づくり

施策7. ライフステージに合わせた自転車のルール・マナーの啓発の推進

- 自転車安全教育に関する指導技術の向上
- 交通安全意識向上を図る広報啓発 等

施策8. 自転車損害賠償保険、点検整備の促進

- 自転車保険、防犯登録への加入、TSマークの普及
- 点検整備方法等についての啓発



図表4 高齢者指導者研修

【目標達成のための指標】

- 自転車乗用中の交通事故発生件数 2018年度：673件 ⇒ 440件

(※県条例：第8-10条、12-17条関連)

3.目標を実現するための具体的な措置

※別紙P27～29を参照

4.自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(1)関係者の連携

国、県、市町、学識経験者、自転車関係団体(NPO)、各種交通事業者等により構成された「滋賀プラス・サイクル推進協議会」と連携しながら推進

(2)計画のフォローアップと見直し

年度ごとに施策の進捗状況等に関するフォローアップを実施
社会経済情勢の変化等を踏まえて、本計画の見直しを実施

(3)調査・研究、広報活動等

自転車の利用実態や自転車活用による医科学的効果に関する調査・研究データや
県内サイクリングによる経済波及効果の算出等、各種データの把握に努め、今後の
自転車施策の推進につなげる。

広く県民が参加できるイベントの開催等、県民の理解と関心を深めるための広報活
動を実施

(4)財政上の措置

必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。